

- 工事の安全施工に関する各種基準の改定を踏まえ指針を改定
- 安衛則等の改定を踏まえ、現行本文の必要な箇所について改定

## 土木工事安全施工技術指針

- 国土交通省で行う一般的な工事の安全施工の技術指針
- 「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬類取締法」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、国道交通省所管工事に適用できるように作成
- 工事の設計、施工、監督にあたっての安全施工に向けた参考活用を目的

## 改定内容(抜粋)

■厚労省発出「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（基安化発1021第1号（令和2年10月21日））に伴う改定

- 第2章 安全措置一般 第10節 現場管理 9. 剥離剤など化学物質の適正な使用  
剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS（安全データシート）の情報に基づき、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合には排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。（追記）
- 第14章 橋梁工事（架設工事） 第3節 鋼橋架設作業 8. 溶接・塗装等作業  
(2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。（追記）

※朱書太字が追記・修正箇所

# 土木工事安全施工技術指針の主な改定内容

■「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改定

- 第15章 山岳トンネル工事 第4節 粉じん対策 2.粉じん発生源対策  
(6)コンクリート等の吹付けを行う作業にあっては、次に掲げる措置を講じること。
  - ① 湿式型の吹付機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置（エアレス吹付技術を含む）を講じること。
  - ② 必要に応じ、コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。
  - ③ 吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、作業員に当該作業標準に従って作業させること。
  - ④ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。（追記）
- 第15章 山岳トンネル工事 第4節 粉じん対策 3.換気  
(1)換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。（ $3\text{mg}/\text{m}^3 \rightarrow 2\text{mg}/\text{m}^3$ ）

※朱書太字が追記・修正箇所